

第 1 3 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（ 1 0 ） 清掃業務手当

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条を第 1
4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（ 清掃業務手当 ）

第 1 3 条 清掃業務手当は、清掃事業所に勤務する職員が、廃棄物の処
理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したときに支
給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 7 0 0 円を超え
ない範囲内において、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

（ 提案理由 ）

清掃業務手当を新設する必要があるので、この条例案を提出いたしま
す。